

第２回大分川・大野川学識者懇談会

〔参考資料〕

平成26年6月16日

国土交通省 九州地方整備局

河川維持管理計画について

計画的な維持管理及び維持管理の質の確保と維持管理に対する地域の理解促進を得るために、「河川維持管理計画」を策定し公表しています。

河川維持管理計画	1. 河川の概要	大野川水系河川維持管理計画	
	2. 河川維持管理上留意すべき事項	・河道内樹木 ・ゴミの不法投棄 ・堤防法面の弱体化 ・河床の変動	
	3. 河川の区間区分	・河川特性や背後地の土地利用等を考慮して区間区分を記載。	
	4. 河川維持管理目標	・河道流下断面の確保 ・施設の機能維持（堤防、護岸、堰、樋門、導水路、河川利用推進施設、水文観測所など） ・河川区域等の適正な利用 ・河川環境の保全と整備（低水流量、水質など）	
	5. 河川の状態把握	【基本データ】 ・基礎データの収集（水文観測、水質、洪水痕跡） ・測量（河川縦横断測量、空中写真測量） ・河道の基本データ（河床材料調査、河道内樹木調査など） ・河川環境の基本データ（河川水辺の国政調査） ・観測施設・機器の点検 【堤防点検等の環境整備】 ・堤防除草	【河川巡視】 ・河川巡視（平常時・出水時） 【点検】 ・出水期前、台風期、出水後等の点検 ・地震後の点検 ・機械設備・電気通信施設を伴う河川管理施設の点検 ・樋門等構造堤防の詳細点検 ・許可工作物の点検 ・河川カルテ（履歴情報）
	6. 具体的な維持管理対策	・河川維持管理の目標と状態把握の結果に照らし、目標を達成するための機能が低下した際の対策や措置の判断基準を記載。	
	7. 地域連携等	・住民参加の河川清掃や堤防の刈草や伐採木のリサイクル、避難判断情報の提供、水辺の安全利用・河川環境に関する情報提供、学校等が行う水防災教育の支援について記載。	
	8. 効率化・改善に向けた取り組み	<河川維持管理計画の位置づけ> 「適確かつ効果的な河川維持管理とするよう、河川整備計画に沿って計画的に維持管理を行うものとする。大河川においては、河川維持管理計画を作成するものとする。」 ※河川砂防技術基準維持管理編（河川編）H23年5月 国土交通省河川局から	

<公表：H24年度4月公表>

河川維持管理計画について

計画的な維持管理及び維持管理の質の確保と維持管理に対する地域の理解促進を得るために、「河川維持管理計画」を策定し公表しています。

＜河川維持管理計画の位置づけ＞

「適確かつ効果的な河川維持管理とするよう、河川整備計画に沿って計画的に維持管理を行うものとする。大河川においては、河川維持管理計画を作成するものとする。」

※河川砂防技術基準維持管理編(河川編)H23年5月 国土交通省河川局から

■堤防除草



■樹木管理



■排水機場等の補修・更新等



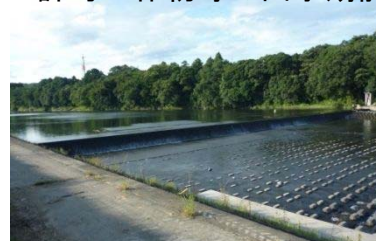
■水閘門現地一斉点検



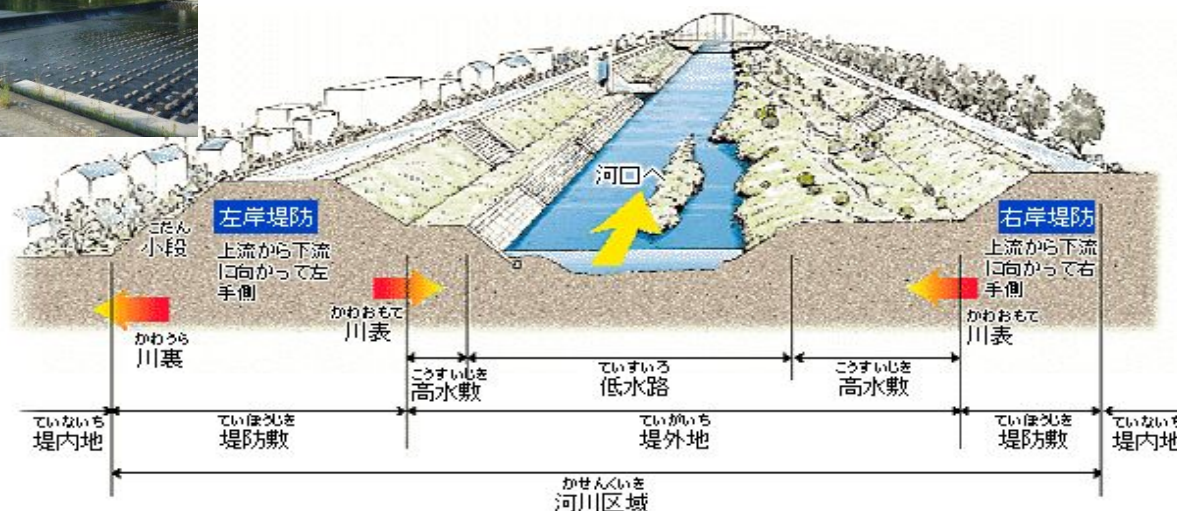
■法面補修



■許可工作物等の出水期前点検



■大分川・大野川安全利用点検



生物多様性国家戦略について

1. 生物多様性とは

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

2. 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。

- 第1の危機(人間活動や開発による危機)
- 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)
- 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)
- 第4の危機(地球環境の変化による危機)

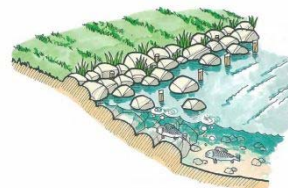
【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

河川整備での基本的な考え方

平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的として位置づけられ、河川全体の営みを視野に入れ、河川本来が有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための川づくりを基本として河川整備や管理を実施しています。

1. 「多自然川づくり」



2. 基礎調査



河川水辺の国勢調査



水質調査

3. その他

河川・湿地などの生態系の保全再生

ダムの整備などにあたっての環境配慮

総合的な土砂管理

外来種対策

河川などにおける清流の確保

河川・湖沼などにおける水質の改善

河川を活用した環境教育や自然体験活動

など

河川水辺の国勢調査

調査目的

河川環境の整備と保全を適切に推進するため、河川的环境について定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報の収集整備のための調査を行うものである。河川水辺の国勢調査は「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の6項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等、河川構造物を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者数などを調査する「河川空間利用実態調査」の計8項目の調査が行われています。

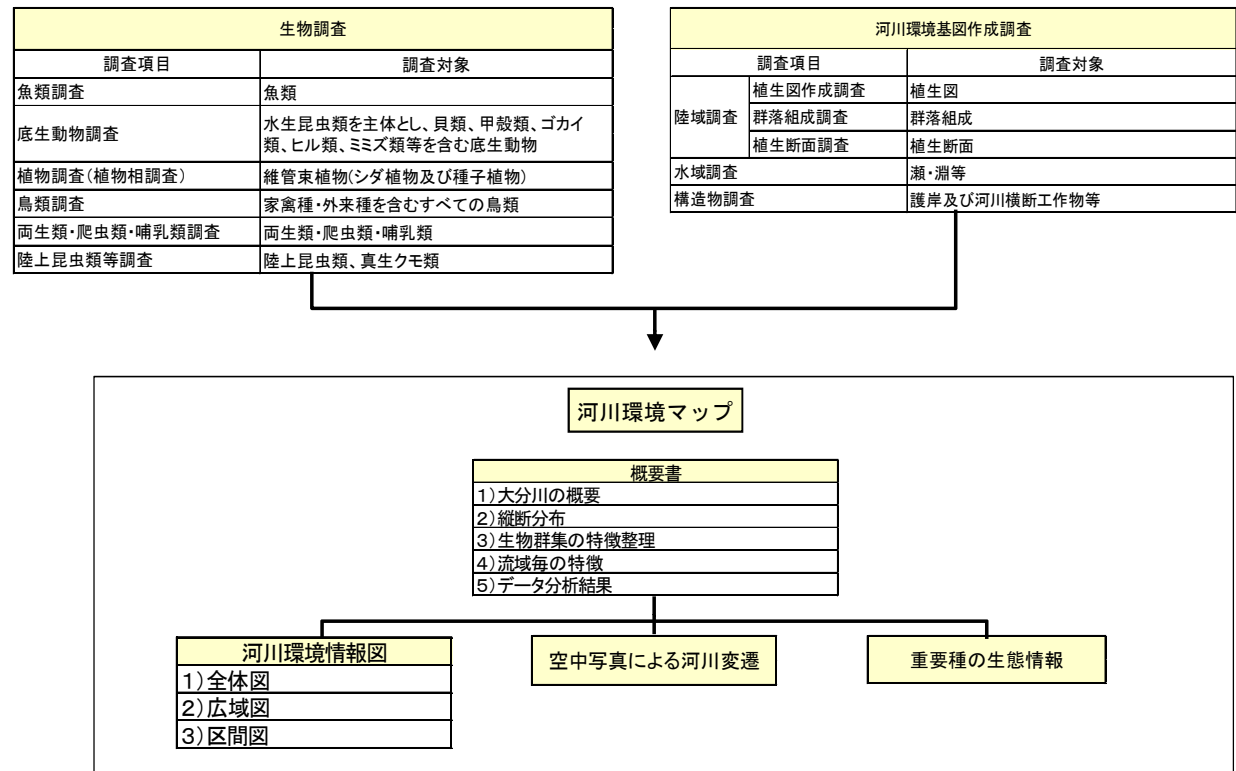
大分川・大野川の調査時期（過去10年）

平成17年度	大分川	底生動物調査
平成18年度	大分川	魚類調査、河川環境基図作成調査 河川空間利用実態調査
	大野川	河川空間利用実態調査
平成19年度	大野川	底生動物調査
平成20年度	大分川	鳥類調査
	大野川	両生類・爬虫類・哺乳類調査
平成21年度	大分川	河川空間利用実態調査
	大野川	魚類調査、河川環境基図作成調査 河川空間利用実態調査
平成22年度	大分川	底生動物調査
	大野川	陸上昆虫類等調査
平成23年度	大分川	魚類調査、植物調査 河川環境基図作成調査
平成24年度	大分川	両生類・爬虫類・哺乳類調査
	大野川	底生動物調査 鳥類調査
平成25年度	大分川	陸上昆虫類等調査
平成26年度	大分川	河川空間利用実態調査
	大野川	魚類調査、植物調査、河川環境基図作成調査 河川空間利用実態調査

調査頻度

	調査項目	調査実施の頻度
生物調査	魚類調査	5年に1回
	底生動物調査	5年に1回
	植物調査(植物相調査)	10年に1回
	鳥類調査	10年に1回
	両生類・爬虫類・哺乳類調査	10年に1回
	陸上昆虫類等調査	10年に1回

	調査項目	調査実施の頻度
基河 調図川 査作環 成境	陸域調査	5年に1回
	植生図作成調査	
	群落組成調査	
	植生断面調査	
	水域調査	
	構造物調査	





河川協力団体制度

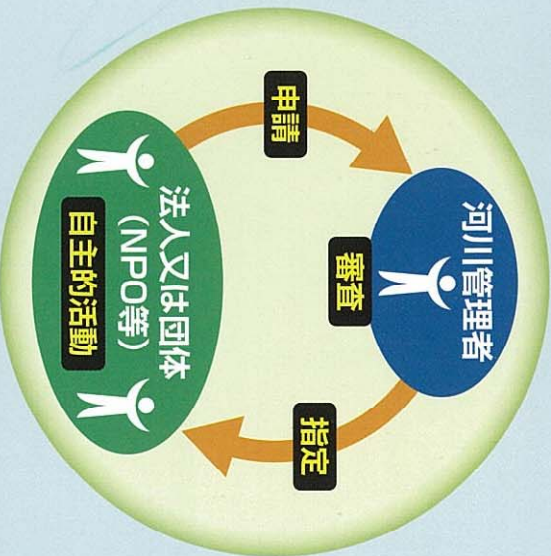
平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体を河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、下記のような活動を行います。

河川の維持及び河川環境整備等



河川敷清掃



ビオトープの整備

河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

2

河川管理・環境等に関する調査研究等



外来種調査



鳥類調査

3

河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



マイン防災マツプづくり



安全利用講習

4

5

上記に附帯する活動